

平成 30 年度「過労死等の労災補償状況」が公表されました

厚生労働省では、過重な仕事の原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスなどが原因で発病した精神障害の状況について、平成 14 年から、労災請求件数や、「業務上疾病」と認定し労災保険給付を決定した支給決定件数などを、年 1 回、取りまとめています。

平成 30 年度「過労死等の労災補償状況」のうち、精神障害に関する事案の労災補償状況は下記の通りでした（抜粋）。

請求件数は 1,820 件で前年度比 88 件の増となり、
うち未遂を含む自殺件数は前年度比 21 件減の 200 件であった。
支給決定件数は 465 件で前年度比 41 件の減となり、
うち未遂を含む自殺の件数は前年度比 22 件減の 76 件であった。
時間外労働時間別（1 か月平均）支給決定件数は、
「20 時間未満」が 82 件で最も多く、「160 時間以上」が 35 件であった。
出来事別の支給決定件数は、
「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」69 件
「(ひどい) 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」69 件
「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」56 件
の順に多い。

平成 29 年度の報告では、精神障害の労災認定件数は過去最多の 506 件となり、話題となりました。それに比べれば、平成 30 年度は、精神障害の労災請求件数がわずかに増加したものの、認定件数は 465 件にまで減少という結果でした。

しかし、相変わらず高い水準で推移していることに変わりはありません。4 月から施行された働き改革による過重労働への取り組みや、パワハラ法案の成立に伴う企業の対策の成果により、請求件数・認定件数ともに減少させていくことが期待されます。

（参考）

平成 30 年度「過労死等の労災補償状況」を公表します（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05400.html